建設工事請負契約書　新旧対照表

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（工事の施工管理） **第１０条**　１～３　略	**（工事の施工管理）** **第１０条**　１～３　略 ４　甲は、第１項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。
４　乙は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を甲に通知しなければならない。	５　乙は、第３項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を甲に通知しなければならない。
５　乙は、工事の着手の日までに、工事現場における工事の施工の技術上の管理をつかさどる［　　］主任技術者（監理技術者）及び専門技術者（建設業法（昭和２４年法律１００号）第２６条の２に規定する技術者をいう。以下同じ。）を定め、その氏名を甲に通知しなければならない。主任技術者（監理技術者）、専門技術者を変更したときも、同様とする。	６　乙は、工事の着手の日までに、工事現場における工事の施工の技術上の管理をつかさどる［　　］主任技術者（監理技術者）及び専門技術者（建設業法（昭和２４年法律１００号）第２６条の２に規定する技術者をいう。以下同じ。）を定め、その氏名を甲に通知しなければならない。主任技術者（監理技術者）、専門技術者を変更したときも、同様とする。
６　現場代理人、主任技術者（監理技術者）及び専門技術者は、これを兼ねることができる。	７　現場代理人、主任技術者（監理技術者）及び専門技術者は、これを兼ねることができる。